

令和6年度桑名市認知症伴走型総合相談事業委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月

三重県桑名市

令和6年度桑名市認知症伴走型総合相談事業委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業名 桑名市認知症伴走型総合相談事業委託

2. 事業の目的

今後、特に介護ニーズの高い85歳以上の人口増加に伴い認知症の方や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中、認知症に関する総合相談はますます増えるものと考えられる。また、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加に加え、8050問題やダブルケア等、世帯が抱える課題は複雑化、多様化しており、認知症があってもその方らしい生き方を支援するためには多職種、多機関が連携し、相談支援体制を強化する必要がある。

そこで、身近な地域において、課題を感じた早い段階から相談ができる認知症の専門相談窓口として認知症等の本人や家族に専門職が伴走的に関わる「認知症伴走型総合相談事業」を実施する。また、「認知症伴走型総合相談事業」を行う専門職は地域包括支援センター等の支援機能を強化するため、支援者に対しても伴走的に支援する。

さらに、認知症が疑われる方の中には、その他の精神疾患等との判別が難しい方や、発達に課題のある方が含まれること、加えて人数は少ないものの若年性認知症については、高齢者の認知症とは異なる課題を抱えやすいことから、それぞれに特化した専門職を配置した相談窓口も併せて設置する。

なお、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）及び国の定める「認知症施策推進大綱」に基づき、桑名市では桑名市地域包括ケア計画（2024～2026 年度）において、認知症総合支援事業の実施等、認知症施策の充実について計画しているところであり、同計画及び同大綱、認知症基本法と整合性を図りながら認知症等への支援を充実させていくものである。

3. 選定事業者数

6事業者を上限とする。6事業所のうち若年性認知症特化型及び精神特化型を各1か所程度設置し、特化型を除く事業所を基本型とする。

4. 予定契約(履行)期間 令和6年10月1日から令和7年9月 30 日

5. 事業の概要

① 身近な相談窓口、伴走支援

(ア) 対象者

桑名市在住の認知症の方や認知症が疑われる方(以下「認知症の方」という。)、及びその家族、介護者
※認知症の診断の有無や要介護認定の有無は問わない。
※若年性認知症に関する支援も含む。

(イ) 方法

- ・認知症に関する相談窓口を事業所内に設置するとともに、相談者がわかりやすい案内板等を設置する。
- ・相談は事業所の開所時間内で随時対応し、居宅等への訪問、来所、電話、FAX、メール、SNS、出張相談等の多様な方法で支援する。開所時間外に受け付けたメール等については遅滞なく対応すること。
- ・来所による相談対応のために、相談者のプライバシーが確保されるようなスペースを設けること。

(ウ) 相談・支援内容

(基本型)

- ・認知症の方や家族の相談を受け付け、実態把握を行う。

- ・相談に対し、相談者の課題、必要な支援等をアセスメントし、課題の解決、重度化防止に向けた支援を行う。具体的には、必要なサービス等の情報提供や必要に応じてサービスの調整、医療機関受診へのサポート、認知症の方や家族の心理的サポートなどの支援を行う。また、医療機関や介護保険サービス等の支援につながった後も認知症の方や家族の相談に応じ、伴走的な支援を行う。支援した内容は対象者の居住する担当圏域地域包括支援センター（以下「担当包括」という。）と情報共有し、連携を図る。
- ・虐待その他重層的な問題を抱える高齢者等、支援が必要な高齢者を把握した場合は、早期に担当包括へ報告するとともに、協力及び連携して対応、支援する。
- ・（若年性認知症特化型）
（基本型）に加え、若年性認知症の方（その疑いがある方を含む）の自立支援に資する生活指導、雇用継続、求職活動に対する支援や、介護保険事業所、行政窓口等との連絡調整、家族介護者の働き方の支援、当事者の子供への心のケア等の若年性認知症特有の課題に対して支援を行う。
また、必要に応じて三重県が配置している若年性認知症コーディネーターと連携し相談支援を実施する。
- ・（精神特化型）
（基本型）に加え、認知症以外の精神疾患等との判別が難しい方や、発達に課題のある等の方からの相談に対し、精神疾患等への対応、治療等に精通した職員が相談者の課題、必要な支援等をアセスメントし、課題の解決、重度化防止に向けた支援を行う。

（エ）周知啓発

- ・相談窓口について、チラシやパンフレット、ホームページ、SNS等を積極的に活用して周知啓発を行う。
- ・住民との交流活動を活用するなど、さまざまな機会を通じて身近な相談場所としての周知を行う。

② 専門職への伴走支援・連携

（ア）（基本型）

「地域包括支援センター等の支援機関」からの相談に対するアドバイスや、必要に応じて同行訪問等を行う。適切な支援に結びつけるため、関係機関との連携、引継ぎを行う。

（イ）（若年性認知症特化型）

（基本型）に加え、若年性認知症の方の自立支援に資する生活指導、若年性認知症者の雇用継続や求職活動に対する支援、介護保険事業所、行政窓口等との連絡調整、家族介護者の働き方の支援、若年性認知症の方の子供への心のケア等の若年性認知症特有の課題に対しての支援を他の専門職と連携し、伴走支援を行う。

また、若年性認知症コーディネーターと連携し、若年性認知症に関わる医療や資源等の情報収集や支援のスキルについて研鑽し、伴走支援の強化を図る。

（ウ）（精神特化型）

（基本型）に加え、認知症以外の精神疾患等との判別が難しい方や、発達に課題のある等の方に対し、精神疾患への対応、治療等に精通した職員が相談者の課題、必要な支援等をアセスメントし、課題の解決、重度化防止に向けた支援を他の専門職と連携し、伴走支援を行う。

③ 地域づくり・ネットワーク構築

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図る取組や、認知症の方やその家族を支援する相談業務、地域において生きがいをもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を設置し、以下の（ア）～（ウ）を中心に取り組む。

（ア）普及啓発・認知症バリアフリーの推進

（イ）ネットワークの構築・認知症対応力の向上（市民向け、専門職向けの研修など）

(ウ) 本人・家族支援

なお、詳細は、地域支援事業実施要綱(厚生労働省老健局長発)及び桑名市地域包括ケア計画(2024～2026 年度)第 5 章 認知症施策推進計画によるものとする。

④ その他

- ・地域支援事業実施要綱(厚生労働省老健局長発)及び桑名市地域包括ケア計画(2024～2026 年度)、桑名市地域包括支援センター事業運営方針を参考に各業務を実施する。
- ・地域包括支援センターと定期的な情報交換の機会を持つなどの連携を常に図る。また、必要に応じ、地域ケア会議やその他各種研修会や会議に参加する。
- ・その他、本プロポーザルにおいて事業者が提案した事業については市と協議のうえ、実施するものとする。
- ・上記の他、詳細については「令和6年度桑名市認知症伴走型総合相談業務委託仕様書」を参照すること。

6. 人員配置

(基本型)

- ・受託業務に対応する職員は、介護サービス事業所の人員配置基準の範囲内で兼務可能とし、随時1名配置することとする。なお、相談窓口に関する業務を主として担当する職員(1名)(以下、相談窓口担当者)及び認知症地域支援推進員(1名)を事業所内で配置するものとし、市へ届出ること。相談窓口担当者と認知症地域支援推進員は兼務可とする。
- ・相談窓口担当者及び認知症地域支援推進員に欠員が生じた場合は、速やかに職員を補充しなければならない。
- ・相談支援に従事する職員は認知症介護基礎研修等、認知症介護に係る対応力向上のための研修を修了もしくは受講予定であることとし、認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等の認知症介護に係る対応力向上のための研修を修了している職員が事業所内に配置されていることが望ましい。
- ・事業所全体で業務に取り組むこと。また、事業所への問い合わせ等に対して、担当者不在であっても、速やかに対応できる体制を整えること。

(若年性認知症特化型)

(基本型)に加え、5. 事業の概要①身近な相談窓口・伴走支援(ウ)相談・支援内容及び②専門職への伴走支援・連携(イ)に記載の若年性認知症への支援が行える職員が事業所内に配置されていること。

(精神特化型)

(基本型)に加え、精神科認定看護師である等、精神疾患への対応、治療等に精通した職員が事業所内に配置されていること。

7. 業務対応時間

- ① 事業所の開所時間内で随時対応すること。
- ② 1日の業務時間は2時間を目安とする。

8. その他

- ・本事業に係る委託料については、予定委託期間の 1 年間における委託料(年間の予算額 1,000,000 円)を想定している。支払い方法については契約時に別途協議するものとする。
- ・業務に伴う需用費、交通費、その他経費については受託者の負担とする。

・本業務委託の実施にあたり疑義が生じたとき及び実施要領並びに関係法令等に記載のない事項については、市と受託者が協議のうえ定め、本業務を円滑に遂行することとする。

9. プロポーザル方式の採用の具体的な理由とその導入効果

① 採用理由

近年、認知症等の本人・家族・支援者が抱える課題は複雑化、多様化してきており、より専門的な知識や経験が求められている。これらの知識や経験を有する専門職・事業者が、利用者等に対し、柔軟にかつ伴走的に関わることで、認知症等に関する支援体制の強化及びネットワーク構築が期待できる。

そこで、「認知症伴走型総合相談事業」の実施による、認知症等に関する支援体制の強化・ネットワーク構築において、より専門的な知識や経験を有する事業者からの提案を広く募ることで、利用者にとってより有益な支援等が可能となるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

② 期待できる効果

プロポーザル方式を採用することで期待できる効果として、次の点をあげる。

(ア) 利用者にとって有益な支援の提供

事業者自らの提案に基づき事業を委託するため、柔軟な事業運営が可能となり、事業者の有する知見や人的・物的資源を最大限に活用した、利用者にとって有益な支援を提供できることが期待できる。

(イ) 支援体制の強化及びネットワーク構築

複雑化、多様化する課題に対し、より専門的な知識や経験を有する事業者が、柔軟かつ伴走的な関わりにおける様々な提案を実施することで、認知症等に関わる支援者の機能強化及びネットワーク構築が期待できる。

10. 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- ① 法人格を有し、国及び県、桑名市の認知症施策、認知症伴走型総合相談事業を理解し、円滑にこの業務の実施が可能な事業者であり、業務委託契約の締結が可能であること。
- ② 令和6年度4月1日現在で、指定居宅介護支援・地域密着型サービス事業者の指定又は指定居宅サービス事業者の指定を受けている桑名市内の事業者のうち、本仕様書の事業目的を遂行できる見込みがある事業所であること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑥ 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成21年桑名市告示第206号)に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。
- ⑦ その他関係法令、規則等に違反していないこと。

11. プロポーザルの事務手続き

○ 事業スケジュール及び事務手順

内 容	期 限 等
公募型プロポーザル実施の公告 (ホームページへの掲載)	7月17日(水)
募集要項の配布	7月17日(水)～8月13日(火)
質問の受付	7月17日(水)～7月24日(水)
質問に対する回答	7月30日(火)
応募受付期間	7月30日(火)～8月13日(火)
企画提案書等の提出期限	8月20日(火)
プレゼンテーション審査	8月27日(火)(予定)
選考結果の通知	9月上旬(予定)
契約の締結	9月中旬(予定)

12. 事務手順の手続き

① 公募型プロポーザル実施の公告(ホームページ掲載)

プロポーザルの実施要領は、桑名市ホームページに掲載するほか、桑名市役所保健福祉部介護高齢課窓口でも、令和6年7月17日(水)から配付する。なお、窓口にて配付を受ける際は、事前に連絡すること。

② 本プロポーザルに係る説明会は、開催しない。

③ 質問の受付

本プロポーザルへの参加申込みの提出に際して質問がある場合には、質問書(様式第5号)を用いて質問内容を簡潔に記載し、FAX又は電子メールで送信のうえ、電話にて受信確認をすること。直接持参、郵送、電話等による質問は一切受け付けない。質問受付の終了時刻は着信主義とし、受信しているか否かの判断は、市が判断するものとする。

(ア) 受付期限

公告の日から令和6年7月24日(水)午後5時まで

(イ) 受付方法

質問書の様式を用いて次のとおり作成すること。

【電子メールの場合】

A) Microsoft Word で編集できる保存形式とすること。

B) 送信するメールのタイトルを「質問書(認知症伴走型総合相談業務委託プロポーザル)」とし、質問書のファイルを添付して送信すること。

C) 添付するファイルの容量は2MB以内とすること。2MBを超えるときは、複数回に分割して送信すること。

(ウ) 質問の送信先

送信先: 桑名市役所 介護高齢課 介護予防支援室

電話番号: 0594-24-5104

FAX: 0594-27-3273

E-mail: kaigoyobom@city.kuwana.lg.jp

④ 質問に対する回答

質問の回答は、原則として質問者のみに書面にて回答し、電話及び口頭での個別対応は行わない。

なお、回答期限終了後には、提出された質問及びこれに対する回答を桑名市ホームページに掲載す

る。ただし、質問者など個人を特定できる情報含む場合には、質問の趣旨を変えない範囲で発注者において編集することがある。

⑤ 参加申込

本プロポーザルへの参加希望者は、次の書類を作成のうえ提出期限までに提出すること。期限までに提出がない場合は、このプロポーザルに参加することができない。

(ア) 提出書類(全て1部)

- A) (様式第1号)参加資格確認申請書
- B) (様式第2号)申立書
- C) 会社(法人)概要書(書式は任意)
- D) 登記事項証明書(全部事項証明書)
- E) 完納証明書(市町村税)
- F) 納税証明書(その3)(国税)
- G) 収支計画書、損益計算書、貸借対照表(最新の決算年度のもの)

(イ) 提出期限

令和6年8月13日(火)午後5時まで

(ウ) 提出場所

桑名市役所1階 保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室

(エ) 提出方法

直接、上記(ウ)へ持参のうえ提出すること。直接持参以外の方法による提出は一切受け付けない。

(オ) プレゼンテーション審査の実施通知

参加資格要件を満たす申請者に対し、プレゼンテーション日程等の詳細を別途通知する。

⑥ 企画提案書の提出

(ア) 提出書類

- A) (様式第3号)企画提案書 … 12部(正本2部、副本10部)
- B) (様式第4号)委託業務に係る経費見積書 … 1部

(イ) 提出期限

令和6年8月20日(火)午後5時まで

(ウ) 提出場所

桑名市役所1階 保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室

(エ) 提出方法

直接、上記(ウ)へ持参のうえ提出すること。直接持参以外の方法による提出は一切受け付けない。提出期限までに提出のない場合は、参加資格を失う。

⑦ 企画提案書作成上の留意事項

(ア) 企画提案書の様式は、A4版縦長横書き両面印刷、左綴じとし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。図面等の補足資料は、必要に応じてA4版横、A3版等にて使用して差し支えない。A3版の用紙を使用する場合には、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(イ) 使用する言語は日本語(ただし、専門用語は除く)とし、通貨の単位は日本国通貨とする。

(ウ) 提案書の記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮に心掛けること。

(エ) 「企画提案書」は、必要に応じてファイリング及びインデックスを付けて製本すること。

(オ) 正本2部については、製本した際には、綴りの表紙と背表紙に事業名として「認知症伴走型総合相談事業委託」と記載し、「提案事業者名」を記載すること。

(カ) 副本については、提案事業者及び個人が特定できる記述部分全て(代表者印や画像等を含む。)にマスキング(塗りつぶし)を施すなど、提案事業者名など個別の名称が特定できないようにすること。

(キ) 「企画提案書」は任意の様式とするが、別添で示す評価項目を審査の基準とすることから、必ずこれら

を踏まえて作成すること。

⑧ プレゼンテーション審査

(ア) 実施時期

8月27日(火)を予定しており、提案資格を得た事業者の詳細を通知する。

(イ) 機材の準備

プレゼンテーションの際にパワーポイントを用いる場合には、機材を準備する都合から、実施日の4日前までに保健福祉部介護高齢課介護予防支援室まで連絡すること。

(ウ) プレゼンテーション当日の流れ

A) 企画提案書の受付順に、プレゼンテーションを行う。

B) 企画提案書の内容について15分以内で説明すること。その後、質疑応答の時間を10分程度設ける。

C) 提案説明の際にも、提案事業者及び個人が特定できる呼称を用いないよう注意すること。

⑨ 審査・選考

事務局による書類審査並びに審査機関によるプレゼンテーション審査により選考する。

(ア) 審査機関

「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会 介護サービス事業者選定部会」の委員及び地域包括支援センターのセンター長の計4名及び当市職員4名(予定)が、審査を行い採点する。

(イ) 選定方法

A) 採点方法について

「桑名市認知症伴走型総合相談業務委託審査基準」に定める項目ごとに、各委員が次に掲げる判定基準に応じAかEの5段階評価を行うものとする。当該評価に応じ、項目ごとに定める配点に次に掲げる係数を乗じて得た数を当該項目に対する得点とし、各委員・各項目の得点の合計をもって、提案事業者の得点とする。

評価	判定基準	係数
評価A	本業務委託の仕様を十分理解し、非常に優れた成果を期待できる。	1.0
評価B	本業務委託の仕様を理解し、優れた成果を期待できる。	0.8
評価C	本業務委託の仕様を概ね理解し、要求する成果を期待できる。	0.6
評価D	本業務委託の仕様の理解に欠ける部分があり、要求する成果への期待が薄い。	0.4
評価E	本業務委託の仕様の理解に欠け、要求する成果が期待できない。	0

B) 合格基準点について

合格基準点は、以下を全て満たすものとする。

1) 基本項目の合計の得点率が6割以上であること。

2) 見積価格が、提案限度価格である1,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む)を越えた額でないこと。

C) 受託候補者の選定について

合格基準点を満たした応募者を候補者として選定する。ただし、応募者が6者を上回った場合は、得点の上位6者を候補者として選定する。また、若年性認知症特化型及び精神特化型の応募者については特別項目の加点を含めた点数が最も高い者を選定する。なお、複数の応募者の合計得点が同点の場合、審査委員により審議を行い、委員長が順位を決定する。

(ウ) 結果の公表

選定結果については、プレゼンテーションを行ったすべての事業者にも文書で通知すると共に、後日、桑名市役所ホームページにて公開する。

なお、この選定に関する異議申し立て等は一切受け付けない。

⑪ 契約手続

プロポーザルは、市の意に沿った提案をした者を選定するものであるため、仕様内容は、提案された内容を基本とし、提案者と市が協議し、業務に係る仕様を確定させたうえで、関係法令の規定に基づき契約手続を行う。

⑫ 決定の取消し

次に掲げる事項に該当するときは、決定の取消しを行うことがある。

- (ア) 提出書類に虚偽の内容が含まれていることが判明した場合
- (イ) 委託業務開始日から業務を開始できない場合
- (ウ) 市の指導に従わない場合
- (エ) その他事業執行上、支障が発生した場合

なお、参加申込み時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しない場合があり、かつ、決定の取消しに伴い損害が生じた際には、当該受注予定者は市に対し賠償の責めを負うものとする。

13. 全般的な注意事項

- ① 本プロポーザルに参加する者は、参加資格確認申請書(様式第1号)の提出をもって本実施要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 本プロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とする。
- ③ 本プロポーザルに提出された書類の修正又は変更及び差替え等は一切認めない。また、理由を問わず返却しないものとする。
- ④ 本プロポーザルに提出された書類等は、桑名市情報公開条例(平成29年桑名市条例第1号)に規定する非開示情報に該当する部分を除き、同条例の規定による公文書開示の対象となるが、参加する者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- ⑤ 受注者において、一部の業務を他の者に委託する場合には、事前に市の承諾を得なければならない。
- ⑥ 本プロポーザルにより行う契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算額の減額又は削除があった場合、市は、この契約を変更又は解除することができる。この場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度の予算の議決日以後直ちに受注者に通知するものとする。

○ 桑名市認知症伴走型総合相談事業委託審査基準

(配点は委員一人当たりの点数)

項目1～6を基本項目、7及び8を特別項目とする。

	項 目	評価項目	配 点
1	「認知症伴走型総合相談事業」の果たすべき役割の理解度	桑名市の「地域包括ケアシステム」構築における「認知症伴走型総合相談事業」の役割や期待する支援に対する理解。	10
2	事業内容・スケジュール	事業内容・スケジュールの実現可能性	5
3	事業計画	①身近な相談窓口、伴走支援の具体的な取り組み内容	25
		②専門職への伴走支援	25
		③地域づくり・ネットワーク構築	10
		④その他 : 全体を通しての提案事項	5
4	これまでの取り組み実績	地域包括支援センター・市との連携実績、その他インフォーマルな取り組み等	5
5	人員体制	①人員体制	5
		②市との連絡・調整体制、地域包括支援センターとの連携体制	5
6	見積価格	コストの妥当性	5
7	【若年性認知症特化型】 (特別項目 30点)	若年性認知症の方への相談支援に関わる専門職の体制	15
		若年性認知症の方への相談支援実績	15
8	【精神特化型】 (特別項目 30点)	認知症及びその他の精神疾患等への相談支援に関わる専門職の体制	15
		認知症及びその他精神疾患を持つ方もしくは疑われる方への相談支援実績	15